

『御製本草品彙精要』編纂の序幕

——『孝宗実録』弘治16年8月9日の条をめぐって——

土屋 悠子

中央大学大学院文学研究科

受付：平成25年7月2日／受理：平成25年12月6日

要旨：明朝の第10代孝宗弘治帝の治世，すなわち弘治16年（1503）8月9日，薬典纂修を企図する聖旨が内閣に伝えられた。内閣は皇帝の聖旨に従い，翰林院より政務官二員を選び，太医院医官と共に執務させることとした。その後，執務官である太医院より異なる編纂計画の報告が上げられた。内閣は政務調整のために，編纂官の選抜試験を行うことで対応しようとした。そうして下された命令に対し，太医院は能力不足による業務辞退を申し出た。弘治帝はこれを認めたが，最終的には内閣の提案に基づき薬典編纂の主管を太医院に帰すこととした。こうした経緯の後に薬典は完成し，弘治18年（1505）3月3日に進呈された。この薬典は弘治帝の御製が附されて『御製本草品彙精要』と題された。

キーワード：『御製本草品彙精要』，弘治帝，太医院，内閣，翰林院

はじめに

御製とは，天子自らが製作すること，また，天子の作った文章や詩歌・楽曲のことをいう。今日，大阪の武田科学振興財団杏雨書屋に収蔵されている完本の『御製本草品彙精要』¹⁾は，明朝（1368-1644年）唯一の勅撰官修薬典（本草書）である。この薬典は，明朝第10代孝宗弘治帝²⁾の治世，すなわち弘治18年（1505）3月3日に完成報告書（表）が付せられて進呈された。御製が冠されている原本は皇帝に進呈されたもので，当然の如くその巻頭には弘治帝の御製の文が収められている（図1）。その御製の文は，一見すると散文であるが，8言6句に分けると韻文の特徴を有する文となる。すなわち，第1句及び第2句，第4句及び第5句が対句となり，また，第2句及び第3句の句末（正と成），第5句及び第6句の句末（見と遠）に韻をふんでおり，詩とも見なすことができる。これを著すと，

- 第1句. 刪証類之繁以就簡（証類の繁を刪りて，以て簡に就き）
第2句. 去諸家之訛以從正（諸家の訛^{セイ}を去りて，以て正に従う）
第3句. 天產地産煎成鍛成（天産，地産，煎成，鍛成）
第4句. 一按図而形式尽知（一たび図を按ずれば，形式^{ことごと}尽く知られ）
第5句. 載考経而功效立見（載^{ケン}ち経を考うれば，功效立ちどころ^{あらわ}に見る）
第6句. 永登仁寿可垂遐遠（永く仁寿に登りて，遐遠^{エン}に垂るべし）³⁾

となり，近体詩や古体詩とも言えない形式ではあるが，一応の統一性を見いだすことができるのである。しかしながらこの御製文は，同じく弘治帝による御製序が付された『大明会典』（図2）⁴⁾と比べると，序の文章形式が明らかに異なっていた。『御製本草品彙精要』の御製序は，どこことなく箴言（教訓）のような意味合いが見られる。ま

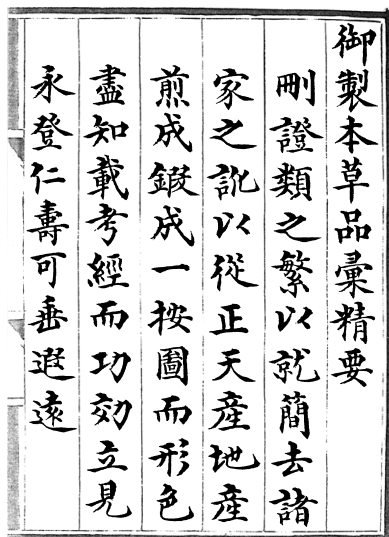


図1 御製本草品彙精要弘治帝箴言

た、他の特徴を見ると、『大明会典』の巻頭には「御製大明会典序」と表題があるのに対して、『御製本草品彙精要』の表題には「序」が省かれている。典制の書と薬典とでは書の性格と汎用性が異なるとはいえ、官修という同様の立場で作られた2つの典籍の序がどうしてこのように形式が異なるのであろうか。

本論では、このように詩という特殊な形式の御製序が収められて成った『御製本草品彙精要』の官修本としての性格とその価値を検討するため、まずは先行研究の整理を通じてその問題点を挙げ、次に官修開始当初の状況が記録されている『孝宗実録』⁵⁾ 弘治16年8月9日の条を解読し、『御製本草品彙精要』編纂の序幕を明らかにしたいと思う。

1. 『御製本草品彙精要』の先行研究と その検討課題

『御製本草品彙精要』は、首巻の「進本草品彙精要表」によると、弘治18年(1505)3月3日に承德郎太医院院判劉文泰等が上表進呈したとある。表とは、君主または上級官衙に奉る報告文のことである。つまり、この日に太医院の院判(次官・正六品)劉文泰を筆頭とした太医院医官数人

が皇帝の面前に進み、総42巻目録1巻の装幀36冊で完成となった明朝唯一の勅撰官修薬典を弘治帝に進呈したのであった。しかしながらこの薬典の存在は、431年経った1936年に初めて学術的に世に知られることとなる。なぜなら、原本は宮中の奥深くに秘せられ、その間流出して民間で出版流通するという事について知らなかったからである⁶⁾。そのため、1936年以降は原本および抄本がどのように宮中から流出して現在の所蔵に至ったかについての、伝承本の書誌研究が先行されてきた。

その後、2004年には校注が付された『本草品彙精要(校注研究本)』(北京:華夏出版社,ローマ本を底本としたもの)が刊行され、その前言において原本の編纂過程についても多少検討が加えられるようになった。これらの伝承本の書誌研究や編纂経緯に関する研究、および他の『本草品彙精要』に関連する先行研究をまとめると、書誌研究では①王重民〔1936〕、②袁同礼〔1933, 1946〕、③陳存仁〔1951〕、④岡西為人〔1952, 1969, 1974, 1977〕⁷⁾、⑤Guiliano Bertuccioli(中国名:白佐良)〔1956〕、⑥Paul Ulrich Unschuld(中国名:文樹徳)〔1973〕、⑦大塚恭男〔1978, 2001〕⁸⁾、⑧郝近大〔1992〕⁹⁾、⑨真柳誠〔2002〕¹⁰⁾、編纂経緯に関する研究では⑩曹暉〔2004〕¹¹⁾、その他では⑪肖永芝〔2004〕¹²⁾等の論考が成されている。

この中で、⑩曹暉のみが薬典編纂の経緯を少しく検討し、この薬典が成書後に未刊行、すなわち長らく出版されてこなかった理由について考察している。何と云っても431年間宮中秘蔵の薬典であったため、この問題については最も興味の引くところであろう。そうした意味において、曹暉の研究は『本草品彙精要』研究の核心を突くものであったと言えよう。しかしながら一方で、弘治帝の御製序が付された勅撰官修薬典という点を考慮すると、編纂事業に至る政策決定のプロセスを見ていく必要もあると思われる。その点に関する詳しい解説は今までほとんど等閑視された状態であった。そして、原本編纂を主導した太医院という医官組織や、明代の政策決定に大きな影響を与えた輔政組織である内閣との関係、更にそれらの

御製大明會典序
朕惟自古帝王君臨天下。必有一代之典。以成四海之治。雖其間損益沿革。未免或異。要之不越乎一天理之所寓也。純乎天理。則垂之萬世而無弊。雜以人為。雖施之一時而有違。蓋有不可易焉者。唐虞之時。堯舜至聖。始因事制法。凡儀文數度之間。天理之當然。無乎不在。故積之而博厚。發之而高明。巍然煥然。不可尚已。三王之聖。禹湯文武。視堯舜固不能無間。而典制

第1葉

神謨聖斷。高出千古。近代積習之陋。一洗而盡焉。我太宗文皇帝。仁宗昭皇帝。宣宗章皇帝。英宗睿皇帝。憲宗純皇帝。聖聖相承。先後一心。雖因時損益。而率由是道。百有餘年之太平。端有在矣。朕祇承天序。即位以來。蚤夜孜孜。欲仰紹先烈。而累朝典制。散見疊出。未會于一。乃勅儒臣。發中秘所藏諸司

第3葉

寢備。純乎是理。則同。是以雍熙泰和之盛。同歸於治。非後世之所能及也。自秦而下。世之稱治者。曰漢曰唐曰宋。其間賢君屢作。亦號小康。但典制之行。因陋就簡。雜以人為。而未盡天理。故宋儒歐陽氏謂其治出於二。其不能古若也。夫豈無所自哉。漢惟我太祖高皇帝。以至聖之德。驅胡元而有天下。凡一政之舉。一令之行。必集羣儒而議之。遵古法酌時宜。或損或益。燦然天理之敷布。

第2葉

下諸凡舉措。無巨細精粗。咸當乎理。而得其宜。積之既深。持之既久。則我國家博厚高明之業。雍熙泰和之治。可以並唐虞。軼三代。而垂之無窮。必將有賴於是焉。遂書以為序。
弘治十五年十二月十一日

第5葉

職掌等諸書。參以有司之籍冊。凡事關禮度者。悉分館編輯之。百司庶府以序而列。官各領其屬。而事皆歸於職。名曰大明會典。輯成未進。總一百八十卷。朕間閱之。提綱挈領。分條析目。如日月之麗天。而羣星隨布。我聖祖神宗百有餘年之典制。斟酌古今。足法萬世者。會粹無遺矣。特命工銀梓。以頒示中外。俾自是而世守之。不遷於異說。不急於近利。由朝廷以及天

第4葉

図2 御製大明會典序

行政上の役割と編纂事業との関わりについても全く検討がされていない状況でもあった。政治史や制度史の観点からは、王朝による業典編纂の経緯を檢

証する上では欠くことができない検討課題と言える。

従って、筆者は勅撰官修事業という政策に注目

し、『御製本草品彙精要』の編纂経緯を具体的に
見ていく過程で、かかる当時の政治や制度の特徴
を明確にし、官修薬典としての性格とその価値を
検討していくこととする。

2. 編纂開始に至る政策決定のプロセス

『孝宗実録』巻202、弘治16年(1503)8月9日
の条によると、弘治帝の聖旨(旨意書、天子の意
志・意向が書かれた文書)伝奉をきっかけとして
編纂事業が着手されたことが確認できる。そこ
から1年と7ヶ月の時をかけ、弘治18年(1505)3
月3日における太医院の上表で、『御製本草品彙
精要』が弘治帝に進呈された。従って、この起点
と終点をたどれば、自ずから『御製本草品彙精
要』がどのように編纂されたのかに対する答えは出
るはずである。既に述べた曹暉の研究においても、
この起結を『孝宗実録』より挙げてその経緯を少
しく説明している。しかしながら、その説明は必
ずしも正鵠を射ているとは言い難い。通常の政
策決定は業務上の問題点を挙げつつその解決策を
朝儀の場で示し、更に最終案として提出されて
皇帝の裁可によって成るプロセスがある。しか
しながら曹暉はこのプロセスを考慮せずに内閣
と太医院が編纂主管権を巡る争いを展開し、か
つ太医院が策謀を巡らしてその主管権を内閣
より奪ったと強調した¹³⁾。

この政策決定に関する曹暉の誤解を解くた
めに、ここでひとまず明朝の政策決定に関わる
組織と他機関との連携、そして一般的な政策手
続きの経緯を概説しておきたい。明朝におい
ては、政治を運営する都合上、内廷と外廷——
皇帝が起居を行う私的な場と、官僚たちと共
に政務に従事する公的な場——という2つの
政務施行空間があった。内廷においては、業
務ごとに24の組織が形成され(宦官二十四
衛門¹⁴⁾と呼ぶ)、十二監の長を太監(正四品)
として各1人ずつ置き、それぞれの業務を担
当させた。その十二監の内、司礼監¹⁵⁾とい
う組織が主席として内廷をまとめ、皇帝に
提出される奏請文書などを内廷の文書房に集
めて整理し、発送するという業務を掌っていた。
一方、外廷においては内閣という秘書・輔政

組織が形成され、宮城殿閣の名を冠した殿閣
大学士¹⁶⁾が皇帝から下される諭旨の原案作成
(票擬)を担当していた¹⁷⁾。故に司礼監太監
と内閣大学士は、共に皇帝に上奏下達される
文書作成・伝達処理を通して、政策決議に少
なからず影響を与えることができた役職であ
ったと言える。

建国当初、元制より踏襲した中書省という
政策立案官庁が、職務の一部を六部に移管し
て大政総攬を掌ることとなり、その過程で洪
武3年(1370)以降は中書省¹⁸⁾を統べる左
丞相の胡惟庸が検閲権限を握って上奏文を操
作するようになった。その後、洪武13年(1380)
の胡惟庸の獄を端緒にこの中書省が廃止され
ると、皇帝が吏・戸・礼・兵・刑・工の六部
と直接統属関係を結ぶことで皇帝権力を強め
る皇帝親政の構図ができた。このような皇帝
親政を輔政する秘書組織として成立したのが
内閣であったと言われている¹⁹⁾。そのため、
当初内閣の政策決定に係る権限はさほど強い
ものではなく、その役割も票擬(原案作成)に
終始するだけのものとされた。しかしながら、
宣徳10年(1435)正月に英宗正統帝が幼く
して即位すると、幼帝補佐の内閣大学士楊士
奇・楊榮・楊溥のいわゆる三楊の下で内閣の
重要性が一層高まっていった。その後、面奏
の朝儀は形式化されて文書処理が政策決定の
主流となり、内閣は票擬の権限を通じて皇帝
の代わりに政策決定を主導するようになった²⁰⁾。

一方、内廷の太監が政治に台頭するよう
になったのは、建文元年(1399)に始まる靖
難の役において宮廷の内官が燕王側に内通し
たことに端を発している。明朝建国当初、太
祖洪武帝は歴史に見られる宦官の弊を鑑み、
その政治関与を排除する訓示として鑄鉄碑を
宮門中に置き、内官による政治関与を一切禁
止した。しかしながらその後、内書堂が設置
されて太祖が定めた識字読書を禁じる制が廃
されると、英宗の正統年間(1436-1449)に
は司礼監太監王振がその権勢を恣にしたため、
内廷宦官の権限がより一層強まっていった。
成化期(1465-1487)には太監が皇帝の聖旨
を伝奉して官を授けるという伝奉官の弊が盛
行した²¹⁾。そして、弘治以後は皇帝の聖旨が
司礼監太監によ

て外廷に伝えられて政策が決定する、伝奉聖旨（伝旨）の手続きが慣習化した。

そうした中、『明史』巻181、劉健列伝に、「帝自十三年召对健等後，閣臣希得進見（帝，十三年に健等を召対してより後，閣臣希^{こいねが}えば進見を得）」とあるように、弘治13年（1500）に内閣首輔の劉健等を召して奉答させてより後，閣臣は希望すれば皇帝に謁見することができたことが見られる。従って，薬典が編纂された弘治16年（1503）から18年（1505）のこの時期は，内閣は劉健を首輔として組閣され，政策決議の際には面奏によって内閣の意見を具申することができ，その決議においては内閣の意見がより重視された時期と見なすことができる。『御製本草品彙精要』の編纂の際も，皇帝の聖旨が内廷の司礼監太監から内閣に伝えられ，そこで内閣の意見が皇帝に具申されて実際の官修による編纂事業として施行されることとなった。

ここで，論旨展開の必要上，この編纂事業に編纂官として関わった太医院についても，その職掌及び内閣や内廷太監との職務的な関係を概説しておく。

太医院は院使（正五品）を頂点とする中央医療行政組織であり，その職掌は皇帝の治病等を専らとする医事行政や，医学教育を担う医育行政にあった。正八品以上の太医院医官²²⁾は後宮に置かれた御薬房に輪番宿直し，皇帝治病に係る重責を御薬房提督太監と二分していた。この事実から見れば，太医院医官と内廷の太監（特に御薬房提督太監）との関わりが深かったことは確かである。また，弘治帝の治世は成化年間より盛行した伝奉官の弊害が宮廷に蔓延し，司礼監太監を通じて太医院の院使が通政使司の官に任命される事態も発生した。通政使司は，主に外官（地方官）より皇帝に上奏下達される文章を扱う，外廷の章奏伝達組織である。太監の伝旨によって太医院院使が外廷官職の通政使司に任命された意味は，太医院医官が宦官台頭政治の一端としての役割を担っていたことを匂わすものとも言えよう。

しかしながら，太医院の官品は六部尚書（正二品）を兼任する内閣大学士に比較すれば相当低い

ものであり，太医院院使がいかに太監との結束が強いと言えども，太医院の組織自体を考えれば内閣に対して直接政治的に強い発言力と権限を有していた組織とは言えない。もし，この太医院が薬典編纂の主管権を内閣より故意に奪ったと考えるのであれば，その場合は実際の組織構図において太医院が上位であったと証明することができなければならない。更に，太医院と内閣の間に政治的確執が存在したかを検討する場合，個人的な怨恨があったとしてそれが政治と深く結びついている部分を究明する必要があるだろう。編纂経緯をめぐる曹暉の解釈には，そうした政治・制度と太医院と諸司間との職務上における相互関係に対する理解が欠如していたように思われる²³⁾。

司礼監という伝達組織を通じ，皇帝が内閣という政務決定組織と太医院などの下部執行機関とやりとりする基本的な政策決定の手続きプロセスは，立案から執行まで章奏の種類や上奏下達の内外手法の事情により複雑多岐に亙る。明代における皇帝の命令下達の手続きの要点は，①内閣による詔勅の原案作成（票擬），②皇帝の裁可・下命，③六部等各担当衙門への伝達，④担当衙門よりの覆奏（回答）あるいは執務報告，となる²⁴⁾。④で担当衙門よりの覆奏が上げられた場合は，再び①～③を繰り返すことになる。皇帝の聖旨を伝達するのは司礼監の役目であり，この伝旨の手続きは正規のルートを省くための意味も含まれる。その場合は，①の内閣票擬は省略されて内廷での聖旨起草となり，②から③の場面で内閣意見が初めて提示されることもあった。薬典編纂に係る政策決定のプロセスもこのように内廷で聖旨が起草されて伝旨され，編纂事業の検討が繰り返されることとなった。その経緯はいささか複雑なので，弘治16年8月9日の例を挙げて3章でその具体的経緯を詳細にする。

3. 『孝宗実録』巻202，弘治16年8月9日の条について

『御製本草品彙精要』編纂の命令が弘治帝より下された日の詳細を，『孝宗実録』巻202，弘治16年（1503）8月9日の条を通して詳しく見て行

きたい。曹暉の研究では『孝宗実録』を部分的に引用するのみであったため、ここでは該当の実録文を煩を厭わずに掲載し、編纂開始に至る政策決定プロセスの全容を明らかにしていくこととする。これによって、どのようにして編纂が開始されて弘治帝の御製が付されて完成に至ったかの編纂経緯を、制度的側面と政治的側面にに基づき検証することができよう。但し、訓読を簡にするため以下の如く原文と書き下し文を並記した。場面が変わる部分は各文をA～Lの番号で分類した。また、【 】は校勘²⁵⁾による誤字是正である。原文中の下線は衙門・官名・人名を示し、注にて解説する。

『孝宗実録』卷202, 弘治16年(1503)8月癸卯(9日)

A: 司礼監太監蕭敬²⁶⁾ 伝旨。本草旧本, 繁簡不同。翰林院²⁷⁾ 其遣官二員会同太医院官, 刪繁補欠, 纂輯成書, 以便觀覽(司礼監太監蕭敬, 旨を伝う。「本草の旧本, 繁簡は同じからず。翰林院は其れ官二員を遣わして太医院官と会合し, 繁を刪りて欠を補い, 纂輯して書を成し, 以て觀覽に便ぜよ。」と)。

B: 于是大学士劉健²⁸⁾ 等奏, 委編修²⁹⁾ 沈燾³⁰⁾・陳璽³¹⁾, 往司纂輯(是に于いて大学士劉健等奏すらく, 「編修沈燾・陳璽に委ね, 往きて纂輯を司らしむ。」と)。

C: 已而太医院奏, 擬本院官生劉文泰³²⁾ 等纂修・膳録, 送内閣校正撰序, 上表進呈(已にして太医院奏すらく, 「本院の官生劉文泰等をして纂修・膳録せしめ, 内閣に送りて校正して序を撰び, 表を上りて進呈せんことを擬す。」と)。

D: 健等復言(健等復た言えらく),

d-a: 纂輯書籍必須通曉文義, 該博典籍。庶損益得宜, 痊次不謬。本草・証類等書多係前賢編纂, 出入經史文義深奥。今太医院官生僅弁藥物, 文理多有未諳。字樣亦有識不, 真所纂輯恐多乖謬, 致誤後人。乞勅礼部³³⁾, 將該院所擬纂修等項官生嚴

加考選, 如果明通藥性, 兼曉文義者方許供事, 毋容冒濫妄凶恩典(「書籍を纂輯するは必ず須く文義に通曉し, 典籍に該博たるべし。庶わくは損益宜しきを得て, 詮【三本: 痊→詮】次謬らざらんことを。本草・証類等書の多くは前賢の編纂に係りて, 經史文義の深奥に出入す。今太医院官生僅に藥物を弁ずるも, 文理多くは未だ諳んぜざること有り。字樣も亦た【旧校: 識不→不識】識せざること有らば, 其【三本: 真→其】の纂輯せる所は恐らくは多く乖謬し, 後人を誤すを致さん。乞うらくは礼部に勅して, 該院の纂修等項を擬せんとするところの官生を將つて厳しく考選を加え, 果たして明らかに藥性に通じ, 兼ねて文義を曉る者の如きは方に供事を許し, 冒濫して妄に恩典を囿るを容す母からしめんことを)。」

d-b: 其本部編修二員既奉成命。委任宜專。其纂輯之際, 就令通行裁定, 并加校閱, 務使無忝前修, 有益世用, 方可上塵御覽。臣等叨預機密政務繁冗。又兼纂修通鑑纂要等書。今本草既不在本院修纂, 已有差官專理。況修書旧規, 纂修之下方有校正名目。若劉文泰等纂修, 乃使臣等為之校正, 撥之, 事体尤為顛錯。伏乞断自宸衷。臣等不必干預。庶事理允当書籍可成(「且【三本: 其→且】つ本院【三本: 部→院】の編修二員は既に成命を奉れり。任に委ねて宜しく専らとすべし。其れ纂輯の際は, 就ち裁定を通行し, 並びに校閱を加えしめ, 務めて前修を忝めること無く, 世用に益すること有らば, 方めて上陳【抱本: 塵→陳】して御覽すべし。臣等叨に機密を預かりて政務繁冗たり。又た兼ねて通鑑纂要等の書を纂修す。今本草のことは既に本院の修纂に在らずして, 又た已【広本, 閣本: 已有一→又已】に官を差して專理せしむ。況んや修書は旧規にして, 纂修の下方めて校正の名目有るにおいてをや。若し劉文泰等纂修し, 乃ち使臣等之が為に校正し, 之を撥すれば, 事体は尤も顛錯を為さん。伏して乞うらくは宸衷【考察: △→空格】³⁴⁾より断ぜんことを。臣等必ずしも干預せず。庶わくは事理允当たりて書籍成るべきことを。」と)。

E: 從之(之に従う)。

F：時文泰等但欲援引所親，妄凶陞償，実未有精于医理者皆畏考試。掌太医院事右通政³⁵⁾施欽³⁶⁾等自陳，臣等二介，草茅賦性庸愚。仰承聖命纂修本草，逮而自揣誠不勝任。乞命翰林院重臣纂修，庶克有濟（時に文泰等但だ親しくする所を援引し，妄に陞償を凶らんことを欲するも，実に未だ医理に精ずること有らざる者なりて皆考試を畏る。掌太医院事右通政施欽等自陳するに，「臣等二介なるも，草茅は賦性庸愚なり。聖命を仰承して本草を纂修せんとするも，而後【考察：而自→而後】に逮びて揣【考察：揣→揣】れて誠に任に勝えず。乞うらくは翰林院の重臣に纂修を命じ，庶わくは克く濟有らんことを。」と）。

G：上乃命翰林院纂修（上乃ち翰林院に命じて纂修せしむ）。

H：太医院官生並不必預，而免其考選。盖大学士丘濬³⁷⁾嘗欲重修本草，每種立十三則而親着一種為例。文泰得之欲攘以為功，故陽為推遜以避考試（太医院官生は並みならずも預らずして，其の考選を免れんとす。盖し大学士丘濬嘗て本草を重修せんと欲し，種毎に十三則を立てて親ら一種を著【旧校：着→著】して例と為す。文泰之を得て攘みて以て功と為さんと欲するも，故に陽りて推遜を為して以て考試を避けんとす）。

I：健等又言，藥物方書太医院專職。臣等職在論思，理難侵越³⁸⁾。具該院官生数多，中間亦必自有通曉文義之人。可以纂輯成書。伏望特回宸断。仍命該院纂經自呈進，燾等一併取回，庶職守有定統不失（健等又た言えらく，「藥物の方書は太医院等官【抱本：+等官】の專職なり。臣等の職在は論思にして，理侵越し難し。且つ【三本：具→且】該院の官生数多く，中間も亦た必ず自ら文義に通曉せるの人有らん。以て纂輯して書を成すべし。伏して望むらくは特に宸断を回さんことを。仍お該院に纂修【三本：纂→纂修】を命じて徑【考察：經→徑】ちに自ら

呈進せしめ，燾等をして一併取回せしめ，庶わくは職守の定まる有りて統の失せざらんことを。」と）。

J：上曰，本草一書与其他医書不同。以卿等問学優深乃命纂輯，今所言如此。其令太医院自行纂修（上曰く，「本草の一書は其の他の医書と同じからず。卿等の学問【抱本：問学→学問】優深なるを以て乃ち纂輯に命ずるも，今言う所は此くの如し。其れ太医院をして自ら纂修を行わしめん。」と）。

K：欽等遂具官生并儒士画士四十七人名上（欽等遂に官生並びに儒士・画士四十七人の名と具に上る）。

L：時上好医薬，于南城合修諸丸，以賜臣民。太監張瑜³⁸⁾主其事，文泰等以此被寵賞賜無算。上親御宸翰，書藥方賜之。故本草亦在南城開局（時に上医薬を好み，南城において諸丸剂【旧校：諸丸→諸丸剂】を合修し，以て臣民に賜う。太監張瑜【考察：瑜→瑜】は其の事を主り，文泰等は此を以て寵を被り賞賜算うる無し。上親ら宸翰を御し，藥方を書して之に賜う。故に本草も亦た南城に在りて局を開く）。

以上のように，条文中では皇帝の聖旨に対する事後の編纂開始に到る経緯が，紆余曲折しながら展開していく。しかしながら事柄が複雑であるため，このA～Lの場面を更に5つの項目に分けて，以下に『孝宗実録』巻202，弘治16年8月9日の条に対する詳細な現代語訳を行い（以下【対訳】と記す），具体的な著者の解釈理由（以下【解説】と記す）を説明していく。その後，薬典編纂に至る政策決定の詳細なプロセスをまとめていくこととする。

3.1. 編纂政策起草時における内閣と太医院の対応（A-C）

【対訳 A-C】

弘治16年8月9日，司礼監太監の蕭敬は弘治帝

の聖旨を(内閣に)伝奉した。「本草の旧本の繁雑なものと簡単なことはどれも同じではない。翰林院はその官二員を太医院に派遣して、太医院の医官と合同で編纂事業に着手し、本草の繁雑な部分は削り、かつ欠落している部分は補い、纂輯して書を成し、そうして観覧する時に便利なようにせよ。」という内容であった(A)。

それを受けてこの時の内閣首輔であった大学士劉健が、弘治帝に以下のように票擬の奏上をした。「翰林院編修の沈燾・陳霽の二員に編纂の任務を委ねて太医院に派遣し、本草の纂輯を主管させる。」と(B)。

その後、太医院より覆奏(回答)があった。「本院(太医院)の官生劉文泰等に纂修・謄録を行わせ、その後草稿を内閣に送って校正して序を選び、表を上りて(弘治帝に)進呈することを論議しました。」と(C)。

【解説】

Aには弘治帝が司礼監太監の蕭敬を通じて内閣に伝奉した、聖旨の内容が記されている。これに対して、Bでは内閣が皇帝の指示通りに翰林院から編修二員を派遣し、太医院医官と合同で編纂事業を行わせることを記した票擬(命令の原案)の内容が示されている。一方、Cでは太医院が自らの部署の医官劉文泰を中心に纂修・謄録の作業を行い、その草稿を内閣に送って校正して書を成し、序を撰んで付し、完成後には表を上せて弘治帝に進呈する実際の施行案が弘治帝に覆奏されている。A~Cでは、皇帝の聖旨が伝奉されてから担当衙門に達する経緯が見て取れるだろう。

上奏文から始まる政策決定では、2章で挙げた①内閣による詔勅の票擬(原案作成)が命令下達の出発点となるが、皇帝の聖旨で始まるこの編纂事業については、内閣票擬の前に皇帝の聖旨の起草が実際に政策の端緒となり、その後内閣への下達場面において司礼監が伝達者の役割を為す。そして、伝えられた聖旨は内閣によって正式に勅命の原案として票擬され、差し戻されて皇帝の裁可によって担当衙門に通達される。BからCには2章で挙げた②皇帝の裁可・下命、③六部等担当衙門への伝達が文章重複のために省略されている

が、実際にはこうした章奏文書往復の手続き経緯があったと考えるべきである。

また、2つの行政組織の官庁の所在を見ると、伝達経路の時間的差異にも大きな違いがあることがわかる。図3を見てみると、乾清宮に起居する皇帝の聖旨は乾清門を南進し、午門東左順門(会極門)を入った皇城南東に位置する内閣に届けられる。その際、文書を伝達するのは、乾清門を出て西に位置する司礼監直房に輪番宿直する司礼監太監が担当する。関連施行衙門に対する下命下達はこれより更に皇城午門を出た官庁街(現在の天安門広場)に達する。太医院はこの官庁街の最南東に位置するため、皇帝の聖旨が内閣に伝達されてから、命令が起草されて担当衙門に達するまでには、伝達経路上に大きな時間的制約があったことがわかるであろう³⁹⁾。

更に、諸司から皇帝に覆奏(回答)する場合は手続きの証拠を残すために副本というコピーをつけることが慣例となっていた。当時は、書き写しがコピーの主流であるから、副本作成には少なくとも半刻(1時間程度)は有したことであろう。こうした繁雑なプロセスを経て担当衙門から覆奏がされるため、重要な案件ほどすぐには決定することはできず、細部の調整に及んで様々な議論を呼ぶことがある。

3.2. 編纂計画に対する内閣の条件(D-E)

【対訳D-E】

内閣の劉健等は再び弘治帝に進言した(D)。「書籍を纂輯することは必ず文義に明通し、典籍に博学多識であるべきです。(臣等の)請い願いますことには、あらゆる損益が適切となり、順序が当然間違いがないことです。本草・証類等書の多くは代々の先賢者の編纂の手によってなり、経書・史書の文義の深いところから往来しています。今、太医院の官生はかろうじて薬物を扱っていますが、文理(条理)の多くはまだ覚えていないことがあります。漢字の字体でさえも書けない人がいたとしたら、この度纂修をお命じになった本草が成ったとしても、恐らくは多くでたらめなこと(不条理)となり、後世の人々を惑わすこととな

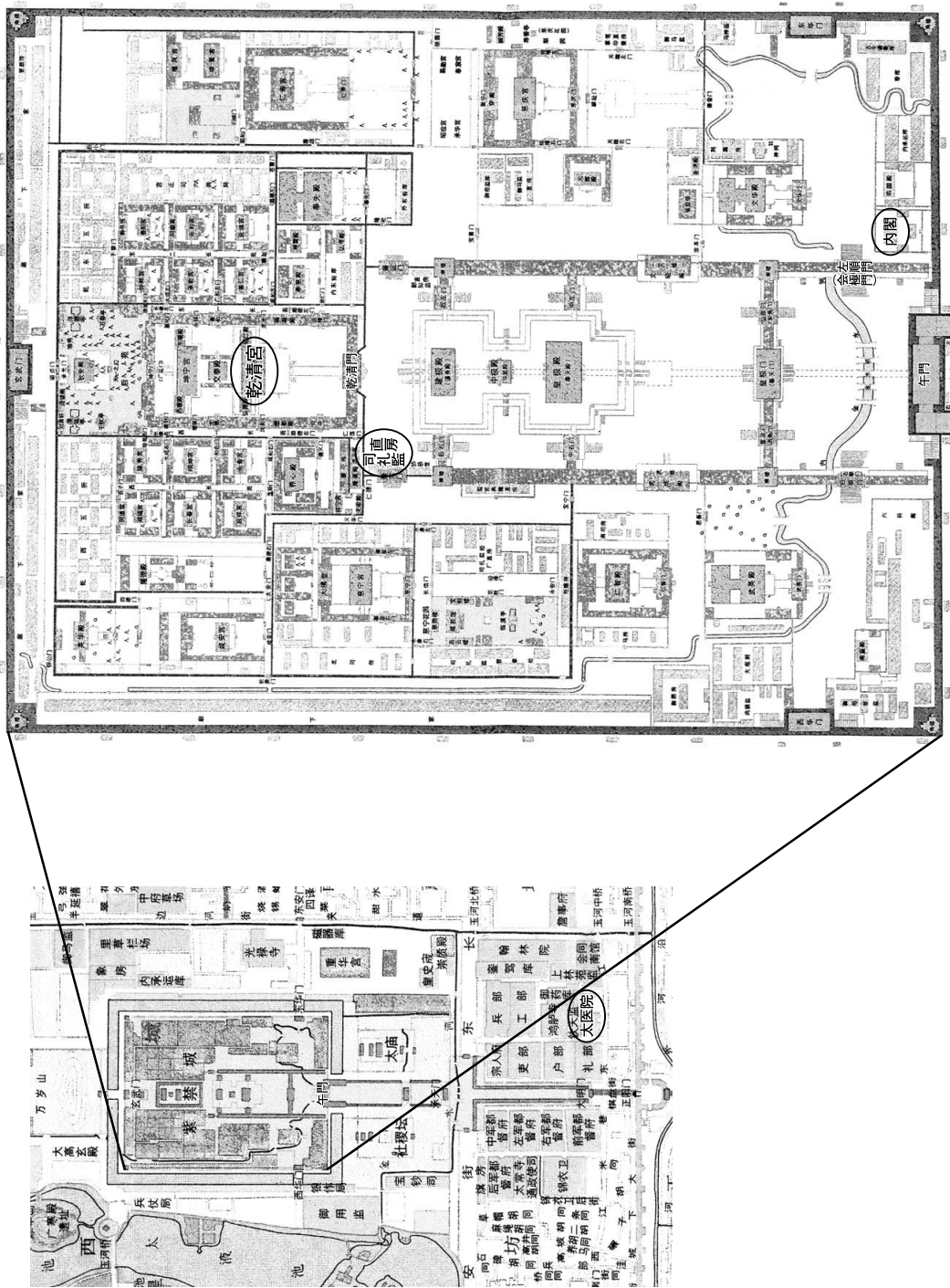


図3 左：明北京城（万曆一崇禎年間）1/27500，右：明紫禁城（天啓7年・1627）1/15000 ※ 侯仁之主編，北京歷史地圖集 [1985] を改変。

るでしょう。皇帝陛下(弘治帝)に乞ひ願いますことには、礼部に勅命を下して、太医院が纂修をさせるつむりの官生には厳しい考選を加え、もしもその結果で明らかに薬性をよく理解し、更には文義の聡明さを兼ねる者がいましたら、その者には編纂に従事することを許し、その決まりを乱してむやみやたらにその者たちに分別なく恩典(陞進)を与えるようなことを許さないようにして下さい(d-a)。また、翰林院の編修二員は既に成命を務めています。(太医院医官の考選を行った上で)彼ら(編修二員)の任務に委ねて専らにさせるべきでしょう(太医院が言うように内閣が校正をするのではなく、翰林院の編集二員が命令を受けているのでその職務を全うさせるべきでしょう)。本草の纂輯の際は(その二人の役割として)、すなわち裁定(文章を手に入れて、誤りや不備を正し、整ったものにする)を行わせ、また校閲を加えさせて、できるだけ先賢者の本草の修書を辱めることがないようにし、かつそれが世に用いるときに有益であるならば、その時になって初めて上申して御覧に入れるべきであります。しかしながら、臣等(私ども内閣および翰林院)は分を過ぎた恩恵を受けて機密を預かっており、政務が現在面倒で込み入っております。また、『通鑑纂要』等の書を纂修することも兼ねています。今、本草のことは既に翰林院の修纂責任にはないですし、また已に翰林院の編修二員を派遣して取り扱わせています。ましてや、修書は古くからの規則が肝要でありますから、本草を纂修する下にはじめて校正の名目があって成り立つものです。もし劉文泰等が纂修を行い、そして臣等(私たち内閣)が劉文泰たち太医院のために校正を行うようなことがあり、そのために私ども(内閣)が太医院の編纂に過剰に非難あげつらを論あげれば、最も錯綜する事態となるでしょう。伏して乞ひ願いますことには、帝王の心意より聖断を行うようにして下さい。臣等(私ども内閣)は必ずしも編纂に関与しません。請ひ願いますことには、事理が誠に適して書籍が完成するよう、ご英断下さいますように(翰林院編修二員に責任を全うさせてください。)と(d-b)。

弘治帝は劉健のこの上奏の言葉に従った(E)。

【解説】

Dは本草編纂にかかる細部決定を、内閣協議(票擬)の結果を上奏して皇帝に説明した文面である。そしてEはその上奏と票擬の結果を皇帝が裁可した行動である。

太医院が自らの計画で薬典編纂を主導するのであれば、内閣としてはその事業計画に対して検討しなければならない。そのため、内閣はd-aで編纂官考選の条件を提示した。また、薬典編纂にあたって行政上問題となる諸司の序列と管轄範囲を定めるため、内閣は守るべき規律に基づき、弘治帝に対してd-bの英断指示を仰いだ。劉健たち内閣側の意見としては、命が下って二員の編修官を派遣しているのだから、内閣(閣臣は翰林院学士も兼ねているためここでは内閣と翰林院はほぼ上下組織と認識される)においては編纂する必要はないし、翰林院の二員が職命を受けているのだから、編修二員に全うさせるのがよい。仮に内閣が太医院の編纂したものを校正して過剰に非難あげつら論あった結果、事態が錯綜してしまえば一番やっかいなことになる。そうしたことを危惧して、内閣は編纂を翰林院二員の管轄で行わせるように意見を進言したのであった。そして、そもそも太医院が求めてきた内閣校正の部分に対しては、内閣が機密を預かって政務繁多のために忙しく、更には別の書物編纂にも関わっていることから、本草を校正する余裕がないという理由を示した。故に、太医院が編纂官を考選するという条件付きで、翰林院編修二員の下、太医院に本草の編纂執務が委ねられたのであった。弘治帝はこの劉健ら内閣の票擬に基づき、裁可を行い、関連機関に命令を下した。

3.3. 内閣の示した考選条件に対する太医院の対応 (F-H)

【対訳 F-H】

ある時、劉文泰等医官はただ親しくする所の人々を援引して分別なく陞進や報償を企てようとしたが、実際にはまだ医理に詳しくない者たちであったため、いずれも皆考試を畏れていた。その

ため、掌太医院事右通政の施欽等が自ら皇帝に接見して述べることには、「臣等（私ども）は二介（次官＝通政使司右通政）という官職にはあるけれども、草茅（自分の謙称）は生まれつき愚かです。皇帝陛下（弘治帝）の命令を承りまして本草を纂修しようとしたところ、その後に至って恐れおののいて誠に任務に堪え得ません。乞い願いますことには、翰林院の重臣に纂修をお命じになり、十分に事を成して下さいますことを、重ねてお願い申し上げます。」と（F）。

弘治帝はすぐさま翰林院に命じて本草を編修させるようにした（G）。

太医院の官生は誰もが必ずしも任務を引き受けずに、太医院医官の編纂官を選定するという考選審査を免れようとした。（『孝宗実録』の編纂官が）思うに、大学士丘濬がその昔本草を重修しようとして、一種ごとに十三則を立てて親らその一種を著して例としたことがあった。劉文泰はこの判例を得て、それを自分のものとして盗み、（そうして本草の編纂によって）自分の功績としようとしたが、わざと謙遜を装い、そうすることで考試を避けようとしたのであろう（H）。

【解説】

Fの掌太医院事右通政施欽等の自陳とは、太医院の覆奏か、あるいは皇帝に接見した時の進言であろう。太医院医官は後宮の御薬房に輪番で務めていたため、皇帝に直接接見自陳が可能な官職でもあった。このFを受けて皇帝は内閣の票擬を覆すGの命令を下した。行政手続き上では皇帝の命令書は内閣の票擬を基にして下されるものであるが、この命令の後にIで内閣の進言が行われているため、Gは票擬なしの皇帝の命令ということになる。よって、この手続き省略の事実により、Gの命令は皇帝自身か、あるいは司礼監によって起草されたものであることが推測される。

Hの説明によって太医院が編纂主管を辞退し、EからGに皇帝が命令を覆した理由が推測されるので、Hは経緯説明の一文と考えるのが妥当であろう。弘治帝崩御時に劉文泰等太医院医官の弾劾事件が起こったことを受け、後の『孝宗実録』の編纂官が補筆したものと考えられる。そうでなけ

れば、既に弘治8年（1495）に卒しており、この日の命令下達の経緯に全く関与することのない丘濬の名が出てくることはない。

ではなぜFで通政使司右通政掌太医院事の施欽という人物が、太医院側の意志として編纂主管辞退を申し出ることができたのであろうか。以下に施欽の詳しい経歴を示し、太医院との関係性と役割を明確にしておく。

施欽はもともと太医院出身の太医院医官⁴⁰であった。施欽の経歴は『憲宗実録』及び『孝宗実録』に基づく以下の如くである。太医院医士→御医（成化14年：1478年夏4月3日～）→院判（成化15年：1479年12月24日～）→院使（成化18年：1482年5月2日～）→通政使司左通政（成化20年：1484年12月18日～）→通政使（成化22年：1486年11月28日～）→太医院院使（成化23年：1487年9月11日～）→院判（弘治元年：1488年10月23日）→院使（弘治2年：1489年9月7日）→通政使司右通政（弘治11年：1798年10月20日～）→革職閑住（弘治18年：1505年5月25日～）。

施欽は成化時代に太医院御医となって以来、太監による伝奉授官⁴¹によって陞進を重ね、太医院の院使（正五品）、そしてそこから通政使司通政使（正三品）に陞進した人物であった。成化帝崩御時における弾劾事件に関与したことで降格処分となった後、弘治帝の御代においては9年の秩満（任期）により通政使司右通政に任ぜられた。この通政使司の職は主に外官（地方官）から皇帝への上奏下達文書を扱う官であるが、施欽はその役職の利権を用いて皇帝に直接自陳したものと考えられる。

また、劉健らの票擬の結果生じた編纂官の選抜義務に対して、太医院医官全体の協議認識がFであったとも言うことができる。Hの補足によると、当初院判劉文泰等は自分たちの縁故の者たちを編纂官として選定しようとしていた。このように劉文泰等が能力重視ではなく、縁故の者達を編纂官に選ばうとした理由は、書が成った後に恩賜が与えられ、（伝奉官による）陞進の機会を得ることができたためであった。しかし、d-aの内閣首輔

劉健の提案による考選の条件付けによって、それらの編纂官は礼部において選抜試験を受けることとなった。そのために、医官の中で文義に詳しくないものたちは、編纂官から漏れることを心配して礼部の試験を畏れたとされる。そうした医官の状況があったため、施欽はついに、自分たちが愚かなことに任務に堪え得ないという理由をつけて、翰林院に編纂の主管を戻すように願い出たのであった。

以上の発言の内容を整理すると、内閣票擬により決定となった考選条件付きの編纂事業を太医院自らが辞退し、編纂の主管権を翰林院に任せようとした経緯を見ることができる。

3.4. 内閣の最終的な事態収束決断 (I-J)

【対訳 I-J】

劉健等はまた弘治帝に申し上げた、「薬物の方書は太医院等医官の専職であります。臣等（私ども内閣及び翰林院）の職務責任は論思を行うことにあるので、道理は侵越しがたいことです。また、太医院の医官、医師は数多くいて、その中間の人（医士）にもまた必ず文義に聡い人がいることでしょう。ですので本草を太医院で纂輯して成すべきであります。伏して皇帝陛下に望みますことには、特別にご聖断を撤回して下さいますことをお願い申し上げます。更に、やはり太医院に纂修をお命じになり、ただちに太医院自ら本草を呈進させ、編修沈燾・陳霽等の二員はともに太医院より翰林院に呼び戻して編纂事業から撤退させれば、もろもろの職分は定まって、それぞれの官が面目を失うようなことにはならないでしょう。」と (I)。

弘治帝がおっしゃることには、「本草の一書はその他の医書と同じものではない。卿等（閣臣）の学問が優れて深いため纂輯に命じたのだが、今言うことはもっともなことである。では本草の編纂は太医院に自ら纂修させることとしよう。」と (J)。

【解説】

EからGへ皇帝の命令内容が変わったので、政務上混乱する事態となった。内閣は弘治帝のGの命令、すなわち翰林院が編纂を主管するという命令

を撤回するよう、Iで内閣が編纂事業に対応できない理由と妥協案を沿えて皇帝に進言した。その進言・票擬に対して皇帝も同意し、Jで翰林院に編纂を任せようとした経緯理由を説明して最後には「今所言如此。」と内閣の意見を認めて裁可を下した。

内閣の妥協案は、翰林院に下った命令を撤回し、その上で太医院に編纂の主管を命じて、既に派遣されていた編修二員を呼び戻して薬典編纂事業から撤退させ、内閣、翰林院及び太医院それぞれの面子を立てせることであった。なぜ劉健等内閣がこのような妥協案を出したかと言うと、太医院側から辞職願いが出されたからであった。

『国朝献徵録』巻19、「論徳東溪沈先生燾墓」の碑銘によると、

癸亥、校正本草以先生家学命為總裁。始就局聞
儉人欲假、以倅進即上疏力辭。

とあり、弘治癸亥(16・1503)年に編修沈燾は本草を校正することとなり、家門の専学が代々医学であったことから總裁官に命ぜられたが、はじめ編纂局を開いて任に就いた時に儉人(こざかしい人々)が辞任を願いでるのに皇帝の面前に進み、疏文を上せて自ら職を辞したことを聞いたとある。「儉人欲假」とは、Fの行動を起こした掌太医院事右通政施欽や太医院医官劉文泰らの人々である。

こうした実務官の訴えを聞いた劉健等内閣は、翰林院と太医院が合同で薬典纂修を行うには弊害が大きくあると考慮し、もはや太医院に全ての責任を委ねるべきであると合意したのであろう。弘治帝もその意図を察してか、劉健の言う通り、最終的に太医院に主管と編纂を任せることで議論の決着を付けたのであった。

3.5. 編纂局の開設 (K-L)

【対訳 K-L】

そうして、施欽等はついに官生、また儒士・画士47人の名と俱に『御製本草品彙精要』を弘治帝に進呈したのであった (K)。

ある時、弘治帝は医薬を好んでいたため、南城においてもろもろの丸剤を合修させ、そうして臣民に賜っていた。太監張瑜はこの事業を掌り、劉文泰等もこの事業によって弘治帝の寵信を受けて報償を賜ることが数えられないほどであった。その後、弘治帝自ら宸翰（御製）を執筆して薬方を書いて劉文泰に賜った。そのため本草の編纂もまた南城において編纂局を開くに到ったのである（L）。

【解説】

最終的に I の内閣の票擬に基づき皇帝より命令が下され、K で太医院施欽等を中心として 47 人の太医院医官及び儒士・画士の編纂メンバーの名と俱に完成した薬典が弘治帝に進呈された。そしてその編纂事業を行う編纂局は南城において開かれることとなった。この南城の地に編纂局が開かれた理由が L である。

南城とは、紫禁城外の南面に位置する太医院を含む官庁街の地域のことであろう。太医院は官庁街の東南面、礼部の東、欽天監・御薬庫の南に位置し、東河を隔てて臣民の居住する外区に最も近い官庁であった。以前皇帝の命令によって薬を臣民に配布する事業がこの地で行われた。その時の業務を主管していた太監張瑜と医官劉文泰が、それぞれ編纂の総督官と総裁官になったため、弘治帝自ら励ましの意味を込めて書いた文章と薬方を劉文泰等に賜った。この時に劉文泰に与えられた弘治帝の宸翰が、後に『御製本草品彙精要』の序に付された御製の詩と考えられる。そうであるならば、『御製本草品彙精要』の御製の文が『大明会典』の御製の序と比べて形式が異なり、かつ箴言（教訓）のスタイルをしていた理由が説明できるだろう。

『御製本草品彙精要』の御製の序が八言六句の形式を持ち、かつ『大明会典』と形式が異なっていたのは、書が成ってから御製の序が与えられた『大明会典』の場合とは状況と性格が異なり、編纂過程の中で弘治帝自ら太医院医官および編纂官を励ます意味で与えられた文であったからと言えよう。従って、この編纂局開局の際に書かれた御製の文は、後の『御製本草品彙精要』が完成した

時に序に収められることとなったと推察される。

3.6. 薬典編纂に係る政策決定プロセス

以上の『孝宗実録』弘治 16 年 8 月 9 日の条の経緯について、〔明〕沈徳符の『万曆野獲編補遺』巻 3、京職、劉文泰の条には、

（文頭省略）至弘治十六年，上因本草訛誤，命官改修。以劉文泰等充其役。而文泰等於本草実情，乃請用翰林官任校正。閣臣劉健争之云，豈有詞臣為医士校書之理。上乃命翰林專修其書。而太医官不預。蓋文泰曾得故大学士丘濬所著医書，俱在十三科之外者，欲另奏以為己功。因有此議也。劉健又力争，臣等職在論思，理難侵越，太医官数多，宜令纂修。上又改命該院自修，取回詞臣。以太監張瑜主其事。文泰因此益與瑜相表裏，於是援引專侍禁中。（以下省略）

とある。3 章で論じた 8 月 9 日の大略がここに集約されていることがわかるであろう。

『御製本草品彙精要』編纂に際し、皇帝の旨意書が伝えられてからどのように政策決定されるに至ったかのプロセスに注目すると、以下のイ～ワにまとめることができる。

- イ 太監による左順門における廷臣への聖旨伝奉
- ロ 内閣の票擬
- ハ 当該政策に関わる六部等の諸官議論と覆奏
- ニ 覆奏を受けた内閣における討議と票擬
- ホ 皇帝による裁可・下命
- ヘ 政策決定による伝達施行
- ト 太医院医官による自陳
- チ 皇帝による裁可・下命
- リ 内閣による再票擬（改票）
- ヌ 皇帝による裁可・下命
- ル 政策決定の伝達
- ワ 太医院の政策執行

政策決定で極めて重要なのは下線部で示したホ・チ・ヌの皇帝による決定場面である。皇帝が

裁可すれば政策が正式に決定・施行されることとなる。ホ・チ・ヌの場面で仮に不裁可となれば、内閣に戻されて改票(原案改正)が繰り返される。ホ・チ・ヌで留中(保留)という状態ならば政策不履行(不発)となる。

このプロセスのイの場面で文書伝達を通して司礼監が関わり、ロ・ニ・リの場面で内閣が命令書の原案作成を通して皇帝に意見を提示することができる機会が巡ってくる。太医院が政策決定に意見を言えるのは、覆奏をするハの場面と、皇帝に接見した時のトの自陳の場面である。トでの進言はチの皇帝裁可・下命に直結したが、ニ・リの場面での決定がそのままホ・ヌの皇帝裁可に繋がり、最終的な決定となっているため、太医院と内閣を比べると内閣がより正式な手段に則り強い決定権を有していた言えよう。以上のことにより、皇帝からの下命が実際に政務執行に至るまでは、内閣での票擬作成が政策決定の主体であったとすることができる。従って、太医院が薬典編纂を主導することになったのは、命令文の票擬により内閣の趣意が大いに反映された結果であったと言えよう。

おわりに

3章のA~Lの12の場面の概要をまとめ、3.6.で挙げたイ~ヲと対応させると以下の如くである。

- A) 弘治帝の本草編纂の聖旨が司礼官太監蕭敬により、内閣に伝奉された(イ)。
- B) 内閣首輔の劉健が、弘治帝の聖旨に対して票擬の奏上をした(ロ)。
- C) A・Bの後に、太医院が弘治帝に対して編纂計画の回答を奏上した(ハ)。
- D) Cの太医院の覆奏に対して、内閣首輔の劉健が、太医院の編纂計画に対して条件を2点付けることを弘治帝に奏上した(ニ)。一つは、編纂官を選定する際に、太医院医官に考選を行うこと。もう一つは、主管を翰林院二員に任せて内閣が関与しないことを弘治帝がはっきりと明示すること。
- E) 皇帝は劉健の意見に従い、太医院医官に考選を行うことと、編纂を主管させることの命令を下した(ホ)。
- F) その後、掌太医院事右通政の施欽等が、翰林院に編纂主管を委ねることを望む進言を弘治帝に行った(ト)。
- G) Fの太医院の奏上に対して、弘治帝は決定を覆し、翰林院に対して編纂を命じた(チ)。
- H) Fで太医院が奏上した理由、すなわち太医院の主管辞退理由に対する『孝宗実録』編纂官の推量。
- I) Gの弘治帝の下命に対して、内閣首輔の劉健が翰林院に対する勅命の撤回と、太医院に対する再度の編纂命令を請願した(リ)。
- J) Iの劉健の請願に同意して、弘治帝が再び太医院に編纂を命じた(ヌ)。
- K) A~Jの経緯により、遂に太医院が編纂官47名と俱に弘治帝に完成した薬典を進呈した(ヲ)。
- L) 編纂局設置経緯の説明。

『孝宗実録』巻202、弘治16年8月9日の条においては、文書執筆の際の重複を省略した結果、へ及びルの政策を伝達したという文章は見られない。しかしながら、こうした複雑な経緯の結果、『御製本草品彙精要』の編纂が太医院の主管の下で開始されたことがわかるだろう。

『御製本草品彙精要』編纂の序幕期においては、内閣と太医院が編纂主管の大権を争ったというよりは、むしろ内閣が政策決定の主権を握り、内閣票擬を皇帝が裁可した結果、太医院に任務が委ねられたという事実があったことが見られる。そうして1年7ヶ月の歳月をかけて『御製本草品彙精要』は美しい絵図を輯録して完成し、弘治18年3月3日に表が上せられて弘治帝に進呈された。

しかしながら、この2ヶ月後に思わぬことに弘治帝は不豫(病気)にかかり、刊行の詔を出さぬまま翌月5月6日に大漸(危篤)となり、更に翌日5月7日には崩御してしまった。その後、皇太子が即位して武宗正徳帝の御代が始まったが、同様に未刊であった『大明会典』の重校が正徳6年(1511)4月初10日に刊刻発布されて成されたの

に対し、『御製本草品彙精要』は重修刊行の詔も下されぬままに、原本と数種の抄本が宮中の奥深くに秘されて刊行の時を待つことになったのであった。

『御製本草品彙精要』が正徳年間に刊刻に至らなかったのは、『大明会典』が代々に変化する諸官に対する規則、制度を記すものとして重要視され、追記改編が加えられていく性格のものであったのに対し⁴²⁾、本草は一度纂修が成ればその後新たに薬草の種類や薬効が加えられるまで、長い臨床の時を待たなければならない性格の書であったからと考えることができる。そして、皇帝に進呈されたこの薬典は、明朝の最高レベルの医官組織の尽力で成った医薬辞典であると同時に、国の政策の一貫として皇帝のためだけに作られたという特殊な性格を持つ書物であったとも言えよう。

付 記

本稿は、2013年度「杏雨書屋研究奨励」による研究成果の一部である。

注

- 1) 弘治原本という。『御製本草品彙精要』は、1937年に上海の商務印書館が、清朝康熙帝の治世に校正続集を出した鈔本(写本)を底本に鉛印本を出版して以来、はじめて世に知られることとなった(初版は1936年に出版されている)。原本は複雑な伝承経緯により、今は武田科学振興財団の杏雨書屋に所蔵されており、総42巻(本文・付録)首巻(序例・凡例・目録)の36冊は原寸通りの複製影印本として、平成22年度から平成24年度にかけて6回にわたって配本された。他の版本には、大塚本、ローマ本、ベルリン本等があり、既に影印出版されている。
- 2) 孝宗は廟号、弘治は元号であるが、明朝は一世一元制を採用していたため、主に歴史学では元号を冠して弘治帝と呼ばれるのが一般的である。唯一、英宗のみが重祚のために正統と天順の元号を有するため、史学上は廟号を用いることが慣例となっている。明朝の元号は、洪武、建文、永楽、洪熙、宣徳、正統、景泰、天順、成化、弘治、正徳、嘉靖、隆慶、万曆、泰昌、天啓、崇禎の17つであった。故に皇帝も17代16名と数えられる。
- 3) 意識：証類の繁雑なものを削って簡明にし、諸家の誤って記した部分を取り去って修正する。天産の薬、地産の薬、煎成した薬、鍛成した薬は、最初に絵図を見れば、その薬品の形容は全てわかり、ここに経書を考えれば効能が立ちどころに現れてくる。(この業は)永遠に仁徳・長命に用いられ、はるか遠い後世に示し伝えるべきものとなろう。
- 4) 『大明会典』は正徳、万曆の二種が現存する、明朝の官僚制の変遷と規則を記した典制の書である。『大明会典』の編纂は、弘治10年(1497)3月初6日に詔が發布されて開始された。書名は同年3月初8日に決定され、弘治15年(1502)12月11日に書が成り、弘治帝の「御製大明会典序」が付された。ただし弘治年間には刊行されず、次代の正徳4年(1509)12月19日に武宗正徳帝の「御製大明会典序」が付されて重校刊行されるに至った。弘治年間における未刊行の理由については、正徳帝の序によると、刊刻して天下に公布するに及ばずして弘治帝が死去したためだという。山根幸夫。正徳大明会典。東京：汲古書院；1989。p.571-588の解説を参照。同様の理由で『御製本草品彙精要』の刊行も及ばなかったと考えられる。
- 5) 『孝宗実録』は正徳2年(1507)に完成した。本論で使用した実録文は、台湾：中央研究院歴史語言研究所蔵の縮印本(台北：中文出版社；1962)。
- 6) 「殿板本草品彙精要校勘記」(商務印書館出版の『本草品彙精要』鉛印本)によると、清朝の康熙年間に太医院の王道純等が統集10巻附録1巻を纂修して武英殿銅板で刊刻印字出版し、世に頒行させたところだが、その真偽は明らかではない。曹暉は未刊行説を主張している。
- 7) 岡西為人。御製本草品彙精要。塩野義研究所年報1952；2：82-87。同。御製本草品彙精要について。医譚1969；39：20-24。同。本草概説。大阪：創元社；1977。p.191-209。岡西は著書『本草概説』の中で、「『品彙精要』は稿本のまま宮中に秘蔵されて、民国初年に至るまで一般にはその存在さえも知られなかった」とし、終始完本ではなく稿本と認識していた。なお、本文①王重民、②袁同礼、③陳存仁、⑤Guiliano Bertuccioli(中国名：白佐良)の4氏の研究については、岡西の報告に基づいている。
- 8) 大塚恭男。本草品彙精要(大塚本)。東京：たにくち書店；2001。p.1-2の解説を参照。
- 9) 郝近大。『本草品彙精要』中“謹按”考。中国薬学雑誌1992；27。
- 10) 真柳誠。『本草品彙精要』ローマ本・大塚本・ベルリン本の成立関係。漢方の臨床2002；49(9)：79-92。なお、⑥Paul Ulrich Unschuld(中国名：文樹徳)の研究については、真柳の報告に基づいている。
- 11) 曹暉は、1985年に中国中医研究院中薬研究所修士の学位を取得し、専攻は本草学研究。1989年より国家中医薬管理局青年基金より資金を得て、1990年3月より1995年9月までおよそ5カ年の歳月をかけて『本草品彙精要』の校正注釈課題研究を担当し、その研究内容をまとめて2004年に華夏出版社より『本草

品彙精要(校注研究本)』を刊行した。その巻頭において、「我国古代最後一部未刊薬典『本草品彙精要』の編纂及其外伝(代前言)」と題して編纂始末と外伝経緯について言及している。本論で引用している曹暉の解釈文は、全てここによる。

- 12) 肖永芝、『本草品彙精要』卷二の研究。日本医史学雑誌2004; 50(2): 314-316.
- 13) 内閣と司礼監太監の文書作成・伝達処理を通した政治手続きに係る権限の綱引きが明代の主な歴史的特徴であったため、曹暉は自身の研究で内閣政治と宦官台頭政治の弊害があったことを強調し、その上で編纂過程に政治的確執が影響していたのだと認識した。そうして薬典編纂においては、その編纂を担当した中央医療行政組織である太医院と内閣の間でも政治的確執があると判断し、内閣の意見が太医院により排斥を受けたと主張した。すなわち、薬典編纂に関して内閣と太医院の間で政治的争いが生じたと示したのである。更には、太医院が宦官と結託し、太監張瑜を編纂の総裁官に推戴することによって、太医院が太監張瑜の支持を得て、編纂主管権を内閣より奪ったと結論づけた。しかしながら実際は、当時の政治・制度の実情を理解した上で弘治16年8月9日の条の全体を解釈していくと、本文の如く異なる。注23を参照。
- 14) 内廷には、十二監、四司、八局の宦官衙門があり、総称して宦官二十四衙門という。
- 15) 司礼監は十二監の一つで宦官二十四衙門の主席衙門。『明史』巻74、職官志3、宦官の条によると、司礼監の職掌は皇城内の儀礼・刑名を掌り、内外の章奏や御前の勘合を扱うものであった。
- 16) 内閣大学士とも言う。内閣大学士は通常、宮城内の殿閣の名を冠して区別される。華蓋殿大学士(華蓋殿は後の中極殿に当たる)、謹身殿大学士(謹身殿は後の建極殿に当たる)、文淵閣大学士、武英殿大学士など。また、内閣大学士は官品とは異なる肩書きに当たるので、通常は翰林学士(正五品)や六部尚書(正二品)などの官品を有し、大臣クラスの主要閣議メンバーが内閣大学士を兼任するという形式が多かった。更に、皇太子の教育に携わる少師太子、太子太保などの肩書きも兼任した。弘治帝の治世における直閣は、劉吉、徐溥、劉健であった(『国権』巻1、直閣の条)。
- 17) 内閣の重要な職務である皇帝の論旨の原案作成を票擬という。皇帝に上せられる文章には、奏本・題本・表・箋・講章・書状・文冊・制対などの種類があるが、政務に直接関わる上奏文としては、奏本と題本の二者があり、建国初期においては元制に基づいて実態はこの上奏文を六部に先立って中書省に提出していた。内閣がこの票擬の権限を得たのは、中書省が廃止されて以降のこととなる。
- 18) 中書省は明初の草制の組織。廃止以後は内閣と翰

林院が分掌・専掌した。草制制度は、秦・漢時代の尚書、曹魏以来の中書、唐代以降の翰林、明・清時代の内閣がある。

- 19) 内閣制度と職掌については以下を参照。山本隆義。中国政治制度の研究—内閣制度の起原と発展。京都：同朋舎；1968。城地孝。長城と北京の朝政—明代内閣政治の展開と変容。京都：京都大学学術出版会；2012。高橋亨。明代永楽期内閣官の性格について。歴史2011；116: 31-62。櫻井俊郎。隆慶時代の内閣政治—高拱の考課政策を中心に—。明末清初の社会と文化(小野和子編)。京都：京都大学人文科学研究所；1996。p.27-59。
- 20) 櫻井俊郎氏の研究によれば、「弘治の治世が終焉を迎えると、その後は視朝・面召が殆ど行われぬ時代が明末まで続くことになる」とあり、弘治期には内閣の文書処理機能が政策決定においてより一層重要な役割を成していたと言われる。櫻井俊郎。明代題奏本制度の成立とその変容。東洋史研究1992；51(2): 1-29。
- 21) 伝奉官については、拙稿。明代の太医院院使とその伝奉授官。人文研紀要2012；74: 29-59を参照。
- 22) 院使(正五品)、院判(正六品)、御医(正八品)が太医院医官として御薬房に輪直した。定員は『大明会典』等に規定されているが、実際は時代により不同で、弘治年間のこの時期は伝奉授官によって最もその数が増えた時期であった。太医院制度に関しては、拙稿。明代の太医院籍について。中央大学アジア史研究2010；34: 159-192。同。明代医師の科挙応試。次世代人文社会研究2011；7: 67-88。前掲。明代の太医院院使とその伝奉授官。を参照。
- 23) 内閣と太医院の間に確執があったとするこの曹暉の見解は、『武宗実録』巻1、弘治18年5月15日の条を参考にしている。この条の要点を挙げると、この日、弘治帝の発病時に太医院医官がミスを犯したとして、『大明律』巻1、名例律、十惡大不敬の条、「合和御薬誤不依本方及封題錯誤」に照らした太医院医官に対する弾劾文が上奏された。その後、編纂の総督・提調・総裁・催纂・驗薬形質を担当した太監張瑜及び太医院医官に対して訊問・審議が行われた。大理寺・刑部・都察院の三法司による審議の結果、彼らが共に図って①弘治帝の命令により諸丸剤を民間給付する政務において、市薬と偽って私服を肥やしていたこと、②完成した『御製本草品彙精要』の表文において太医院主管でない劉文泰が奏啓者となっていたこと、の2点が問題として提示され、思わぬことに『大明律』巻2、吏律職制、交結近侍官員の条、「諸司官与内官交結作弊扶同」の罪刑に見直されることとなった。その罪刑処断は官品や治病を担当した役割により軽重が分けられた。曹暉はこの審議経過と『大明律』の内容を彼らの自白と誤解し、『孝宗実録』弘治16年8月9日の条の複雑な文を誤読し

- たのであろう。そのため彼は当初太医院が考試を避ける陰謀を企て、そのために太医院が内閣から主管権を奪ったとする先入観を抱いたと考えられる。しかしながらこれは、既述の如く弘治期の政策決定に係るプロセスや、内閣や太医院の関係性、更には『大明律』という法政を理解していれば全くの事実誤認であるとわかる。弘治18年5月15日の条、及び弘治帝崩御後の弾劾事件の顛末については、拙稿を準備中。
- 24) 皇帝の命令下達の手続きは内閣制度の職掌と密接に関連する。注19を参照。
- 25) 明実録校勘記(台湾：中央研究院歴史語言研究所蔵の縮印本)。台湾：中文出版社；1962。本文中の校勘は、館本(国立北平図書館蔵紅格鈔本)、広本(広方言館本)、抱本(抱経楼本)、嘉本(嘉業堂旧蔵明紅糸閣写本)、中本(国立中央図書館蔵書鈔本)、等よりなる。なお、三本は3つの版本中に共通して抛るの意。【考察】は筆者考。
- 26) 司礼監については注15を参照。蕭敬(1438-1528)は、字克恭、号梅東、福建南平人。幼い頃に内廷に給仕し、司礼監太監となる。英宗・憲宗・孝宗に仕えた。嘉靖7年卒、享年91。
- 27) 翰林院は草制の組織。注16を参照。学士(正五品)が最高官。
- 28) 劉健(1433-1526)は、字希賢、号晦菴、河南洛陽人。天順4年の進士より庶吉士に選ばれ、翰林院編修、少詹事、弘治期に礼部尚書、文淵閣大学士を歴任。徐傳に代わって首輔となった。嘉靖5年卒、享年94。
- 29) 翰林院編修は正七品の翰林院官。国史・官修の書物の編纂を掌る。
- 30) 沈燾(1452-1515)は、字良徳、号東溪、蘇州長洲人。祖先は代々医を生業とし、南宋の高宗の建炎初年に良恵沈氏の名を賜わり、宋・元・明にわたり代々医官として王朝に使えた。祖父以潜が太医院御医であった。弘治6年の進士より庶吉士に撰ばれ、翰林院編修、侍講(正六品)を歴任、孝宗実録の編纂にも当たった。正徳10年卒、享年64。
- 31) 陳霽(1465-1539)は、字子雨、または子宇、号葦川、蘇州吳縣人。弘治9年の進士より翰林院編修、正徳9年に南京翰林院侍講学士、国子監祭酒を歴任。嘉靖18年卒、享年75。
- 32) 劉文泰は『憲宗実録』によると、成化18年(1482)6月庚戌(13日)に御医より院判に伝奉授官し、成化20年(1484)12月辛未(18日)に院判より院使に同じく伝奉授官し、成化23年(1487)4月庚寅(21日)に院使より通政使司右通政に伝奉授官した。憲宗成化帝崩御により9月丁未(11日)に院使から院判に降格、弘治8年(1495)に吏部尚書王恕との論争により錦衣衛の獄に下され、御医に降格している。その後、『御製本草品彙精要』編纂に携わり、弘治18年3月3日の上表に基づき院使に復職したことが確認できる。
- 『万曆野獲編補遺』巻3、京職、劉文泰の条に、「至弘治十六年上因本草訛誤、命官改修。以劉文泰等充其役。」とある。
- 33) 礼部は六部の一。天下の礼儀、祭祀、宴饗、貢奉、学校のことを掌る。
- 34) △は同日の別記事内容の冒頭に置かれるが、△の前後は文意が繋がっているため本来は空格であったと見なされる。明朝の行政文書では皇帝を表す上の上部が必ず一マス空けられていた。これを空格という。
- 35) 掌太医院事右通政とは、太医院の事務をも掌る通政使司の正四品官のこと。通政使司は本来四方から送られる章奏の上奏下達を扱う機関である。成化年間以降、伝奉官が盛行すると、太医院院使の多くはこの通政使司の官を与えられた。しかしながら掌太医院事とある如く、実務はなお太医院の事務にあった。
- 36) 施欽については3.3.を参照。
- 37) 丘濬(1420-1495)は、字仲深、広東瓊山人。正統9年の郷試において解元、景泰5年の進士より庶吉士に選ばれ、編修を授かって翰林学士に進む。孝宗の治世には文淵閣大学士として機務に参与した。弘治8年卒、享年76。『明史』巻181、丘濬伝によると、「太医院判劉文泰嘗往来濬家、以失職訐怨、恕疑文泰受濬指、而言者譁然言疏稿出濬手。」とあり、劉文泰と丘濬の繋がりが深かったことが伺える。
- 38) 張瑜(張瑜)は、[明]朱国禎撰『湧幢小品』巻25、太医用薬の条によると、「御薬局太監張瑜」とある。また、『御製本草品彙精要』首巻、進本草品彙精要表によると、「司設監太監臣張瑜」とあり、薬典編纂の前は御薬局太監として御医劉文泰と進薬の責務を分担し、薬典編纂の総督になったことによって司設監太監に陞進したことがわかる。御薬局は太医院官とともに御用の薬餌を掌る内府供用庫の一。司設監は皇帝巡幸時の衣食住の諸準備を掌る組織である(十二監の一)。
- 39) 本来上奏は朝政の場で皇帝に接見しての面奏で行われるのが通例であった。朝政は、早朝・晩朝・午朝の3回に分けて行われるが、早朝の儀は四方(在外官員)から上奏される案件が多いため、重要案件については晩朝に題本が具呈されて皇帝と高官で議論されることがあった。
- 40) 太医院医官は、府、州、県、および衛所に派遣された一般の医官とは、徭役優免などにおいて戸籍上区別される。拙稿前掲。明代の太医院籍について、を参照。
- 41) 伝奉官とは、吏部の選定を通さずに皇帝から直接太監を通して聖旨が伝奉され、陞進任官の人事が行われた官のことである。伝奉授官とは、吏部の選定や翌日の早朝の朝政に行われる奏上、及びその後の皇帝裁可の結果決定となる、通常の人事手続きに依

らない、極めて私的な授官の形式である。成化初年より多く盛行し、しばしば弊害を為した。本文施欽の経歴を見ればわかる通り、伝奉授官の場合はその考満(任期)の期間を無視して1年という短い期間で人事陞進の決定が皇帝より伝奉される。従来は勤務評定の期間(3年、6年、9年とある)を経てから吏

部・内閣・都察院で人事異動の決定(考満・考察)が行われていたが、伝奉授官は吏部の人事権や考課がほとんど無視された異例といえる人事手続きであった。

42) 追記改編を加える論拠として、『大明会典』は万暦年間(万暦15年:1587序)にも重修されている。

The First Scene in the Editing of *The Hongzhi Pharmacopoeia*: Deciphering the 9th of August 1503, in The Ming Dynasty

Yuko TSUCHIYA

Graduate School of Letters, Chuo University

On the 9th of August, 1503 the 10th Ming Emperor, Hongzhi, conveyed his desire to the Grand Secretariat that the *Pharmacopoeia* be edited. In response, the Grand Secretariat conveyed to the Emperor its intended procedure; namely, to choose two directors-general from among the members of the Hanlin Academy and to have the Imperial Academy of Medicine actually carry out the editing of the *Pharmacopoeia*. The Imperial Academy of Medicine, however, proposed another idea to the Emperor; that Imperial Academy members only be responsible for the editing. In consequence, the Grand Secretariat insisted on testing the ability of the Imperial Academy members. Though the Hongzhi Emperor agreed with the Grand Secretariat's policy and ordered it, the Imperial Academy of Medicine withdrew on the grounds that its ability was insufficient. The Hongzhi Emperor consented to this and sent a new order that the Hanlin Academy alone should carry out the editing. Nonetheless, as a face-saving measure, the Imperial Academy of Medicine was chosen to select a member as an editor, and the editing of the *Pharmacopoeia* commenced. The editing was completed on the 3rd of March, 1505, and it was then presented to the Hongzhi Emperor. This *Pharmacopoeia*, was entitled "Yuzhi bencao pinhui jinyao," and included a preface by The Hongzhi Emperor.

Key words: "Yuzhi bencao pinhui jinyao (*Hongzhi Pharmacopoeia*)", Hongzhi Emperor, Imperial Academy of Medicine, Grand Secretariat, Hanlin Academy